

ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）の仕組み

	個 人	法 人
名称	この制度は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知活動に努めていきます。	
課税の方法	個人の県民税均等割に一定額を上乗せします。	法人の県民税均等割に資本金等の額の区分に応じて一定額を上乗せします。
納める方	群馬県内に住所がある方、事務所又は家屋敷などを持っている方（前年の所得金額が基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税）	群馬県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等
納税額	1人あたり年間700円	資本金等の額により年間1,400円～56,000円（県民税均等割税額の7%相当額）
納税の方法	個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます。（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます。）	従来の申告書により、直接県へ申告納付していただきます。
課税の期間	5年間（第Ⅲ期は令和6年度～令和10年度）	
税収見込額	約8.5億円（個人：約6.8億円、法人：約1.7億円）※金額は平年度ベース	
使い方	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全する施策に充て、使い道を明確化します。	
事業の評価検証	県民等で構成する第三者機関「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」で、事業の内容・実績等について意見を聴き、公表を行います。  	

税の仕組みに関すること

総務部税務課

電話：027-226-3771 FAX：027-221-8096

E-mail：zeimuka@pref.gunma.lg.jp

詳しくは、ぐんま緑の県民税のHPをご覧ください

税の使い道に関すること

環境森林部森林局林政課

電話：027-226-3930 FAX：027-223-0463

E-mail：gm-zei@pref.gunma.lg.jp

ぐんま緑の県民税

検索

